

今月の税情報〔平成22年6月号〕

平川忠雄

〔グループ法人課税制度の検証〕<3>

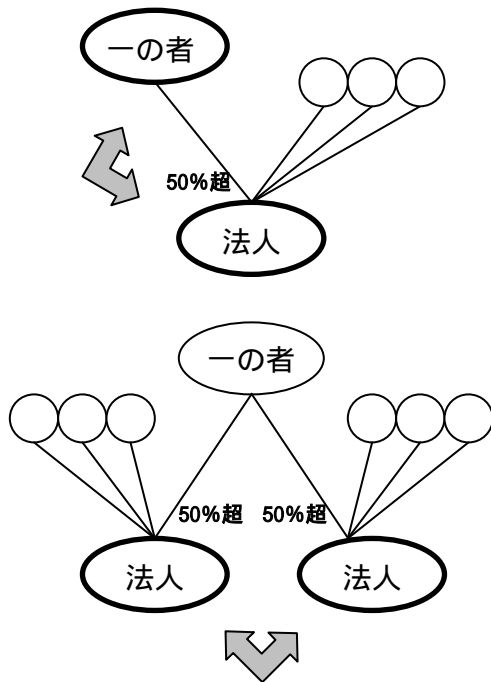
「完全支配関係の定義とその範囲」

・グループ税制の対象・支配関係

「1」支配関係・完全支配関係（法法22の七の五~七、法令4の2）

支配関係・完全支配関係

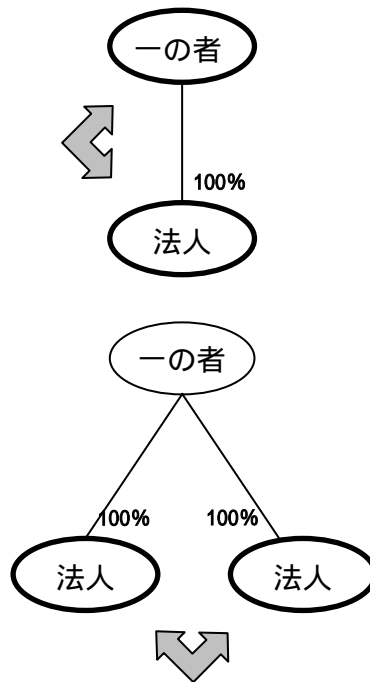
支配関係
（法法22の七の五）



* 50%超判定に当たり、間接支配を含む
（従前通り）（法令4の2）

<関係する主な規定>
組織再編成の適格判定
 （法法22の八の二）
繰越欠損金の制限措置
 （法法57等）

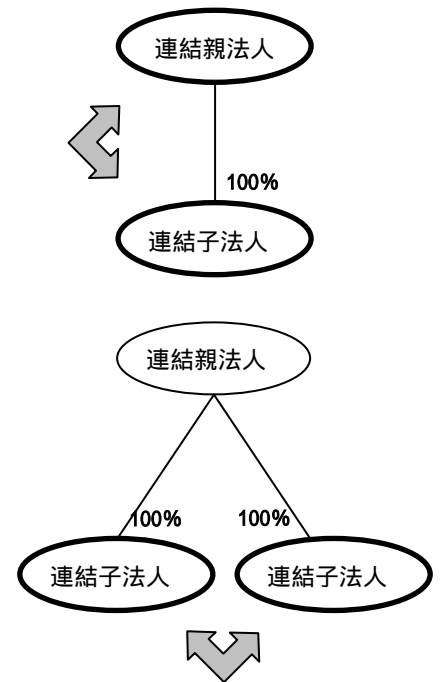
完全支配関係
（法法22の七の六）



* 100%の判定に当たり、左のイ、ロ、ハと同様とする（法令4の2）

<関係する主な規定>
組織再編成の適格判定
 （法法22の八の二）
完全支配関係がある法人の間の取引
 （法法23、新61の13等）
軽減税率（法法66新二）

連結完全支配関係（選択適用）
（法法22の七の七）



* 100%の判定に当たっては、以下のとおり（法令14の6旧）
 イ 自己株式を除く
 ロ 従業員持株会所有株式及び役員又は使用人のストックオプション行使による所有株式を除く
 ハ 間接支配を含む
 ニ 特定目的会社、外国法人等が介在するものを除く

「 2 」 完全支配関係（法法 2 十二の七の六、法令 4 の 2 ）

：「一の者」が発行済株式の全部を保有する関係（法法 2 十二の七の六）

：個人株主が頂点の会社、海外の親法人の会社を含む

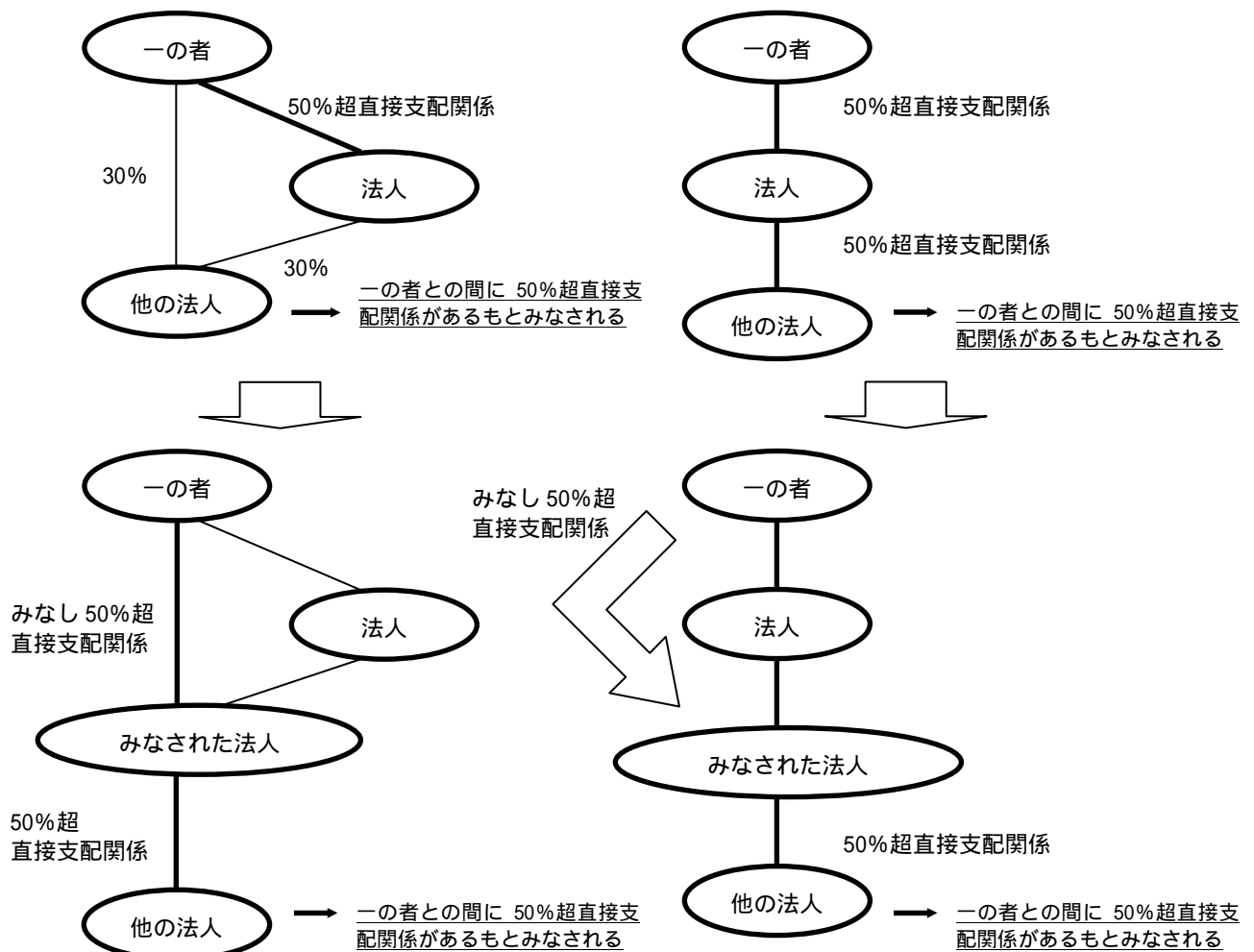
：発行済株式から従業員持株会など 5 % 未満株式を除外する（* 参照）

< 注 > 完全支配関係の系統図

完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を確定申告書等の添付書類に追加する（法規 35、37 の 12）

「 3 」 間接支配関係

間接支配関係 < 法令 4 の 2 関係 >



（注）財務省主税局作成（日本租税研究協会会員懇談会資料）

・ 法人税法の規定の内容

< 改正法人税法 2 十二の七の五 >

支配関係 一の者が法人の発行済株式若しくは出資（ 1 ）の総数若しくは総額の百分の五十を超える数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係として

政令で定める関係（２）又は一の者との間に当事者間の支配の関係がある法人相互の関係をいう

（１）当該法人が有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という

<改正法令４の２　>

法法二十二の七の五（定義）に規定する政令で定める関係は、一の者（１）が法人の発行済株式等（２）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を保有する場合における当該一の者と法人との関係（３）とする。この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該一の者との間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を保有するときは、当該一の者は当該他の法人発行済株式等の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなす

（１）その者が個人である場合には、その者及びこれと前条第１項に規定する特殊の関係ある個人

（２）同項に規定する発行済株式等をいう。以下この条において同じ

（３）以下この項において「直接支配関係」という

<改正法人税法二十二の七の六>

完全支配関係　一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係（１）又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいう

（１）以下この号において「当事者間の完全支配の関係」という

<改正法令４の２　>

法二条第十二号の七の六に規定する政令で定める関係は、一の者（１）が法人の発行済株式等（２（　））の全部を保有する場合における当該一の者と当該法人の関係（３）とする。この場合において当該一の者及びこれらとの間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の全部を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の全部を保有するものとみなす。

（１）その者が個人である場合には、その者及びこれと前条第１項に規定する特殊の関係ある個人

（２）発行済株式等（　）の総数のうちに次に掲げる株式の数を合計した数の占める割合が百分の五に満たない場合の当該株式を除く。以下この項において同じ

自己が保有する自己の株式を除く

一、従業員持株会所有株式

二、役員又は使用人のストックオプション行使による所有株式

（３）以下この項において「直接支配関係」という。

<改正法人税法二十二の七の七>

連結完全支配関係　連結親法人と連結子法人との間の完全支配の関係（１）又は連結親法人との間に完全支配の関係に完全支配の関係ある連結子法人相互の関係をいう

（１）第四条の二に規定する政令で定める関係に限る。以下この号において同じ。

・完全支配関係の株式保有割合の判定上の発行済株式等の区分と課題

「1」種類株式と完全支配関係の判定

<参考>

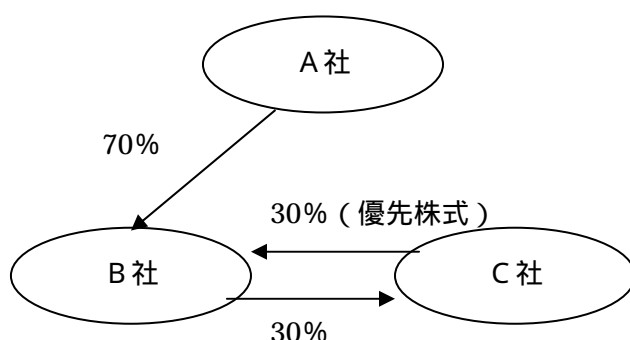
会社法における種類株式	支配権	收受権
剰余金の配当（優先株式、劣後株式等）		
残余財産の分配（優先株式、劣後株式等）		
議決権制限株式		
譲渡制限株式		
取得請求権株式		
取得条項付株式		
全部取得条項付株式		
拒否権付株式		
取締役選解任付株式		

〔注〕完全支配関係の判定の規定は、議決権割合ではなく発行済株式等の保有割合であるため「支配権の有無での判定」でよいのか「收受権の判定」が関係するか、現時点において公的な見解は示されていない

「2」相互持合株式と完全支配関係の判定

<参考>

：完全支配関係の判定の規定は、議決権割合ではなく発行済株式等の保有割合であるとした場合の「相互持合株式の状況」の事例



「完全支配関係の判定」

A社がB社の株式を70%保有し、B社及びC社が相互に30%を株式の持合いをしている

C社はB社に対する議決権を有しないからA社のB社に対する実質的な議決権の割合は100%である

しかし、完全支配関係の判定に際しては、A社が有するB社株式の保有割合は70%であり、発行済株式の全部を保有していないため完全支配関係とならない

「 3 」 名義株式と完全支配関係の判定

< 参考 >

: 連結納税基本通達 1 - 2 - 2 (名義株式がある場合の完全支配関係の判定)

法第 4 条の 2 《連結納税義務者》の規定の適用上、内国法人と他の内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係があるかどうかは、当該他の内国法人の株主名簿、社員名簿又は定款に記載又は記録されている株主等で判定するのであるが、その株主等が単なる名義人であって、当該株主等以外の者が実際の権利者である場合には、その実際の権利者が保有するものとして判定する。(平 19 課法 2 - 3 改正)

「 4 」 議決権行使同意者所有株式と完全支配関係の判定

< 参考 >

1 . 特殊支配同族会社 (法法 3 5) の範囲に該当する会社の定義とグループ範囲の課題

(1) 特殊支配同族会社

同族会社の業務主宰役員及び業務主宰役員関係者がその同族会社の発行済株式等の総数の 9 0 % 以上に相当する数の株式を有し、かつ、常務に従事する役員を過半数を占める場合その他一定の場合の該当する同族会社をいう (法法 3 5 、 法令 7 2 ~)

(2) 個別定義事項

業務主宰役員

業務主宰役員関係者

常務に従事する役員

同族会社を支配している場合

その他一定の場合

「みなし議決権」

: 個人又は法人との間でその個人又は法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者がいる場合には、その者が有する議決権はその個人又は法人が有するものとみなし、かつ、その個人又は法人はその議決権に係る会社の株主であるものとみなすこととされている (法令 7 2)

< 解説 (改正税法のすべて) >

すなわち、同族会社の判定と同様に、形式上の議決権の行使者と実質上の議決権の行使者が異なる場合には、実質上の議決権の行使者が所有しているものとみなして議決権割合の判定をするというものである。

2 . [論点]

100 グループ会社の判定上の課題

: 同族会社の従業員に保有させている同族会社株式の 1 0 0 % 判定

: 同族関係者を名義株主記載をしている場合

「 5 」 同族関係者 (6 親等の血族、 3 親等の姻族、配偶者) の範囲と保有させている同族会社株式と完全支配関係の判定

< 参考 >

: 完全支配関係の判定に際しての「リサーチの困難性」が存在する

: 同族関係者と判明しても実質的に 100% グループでない実態がある場合の課題がある

「6」 自己株式

: 一の者が法人の発行済株式等（自己が有する株式を除く）の総数（法令4の2）
: 自己株式として発行会社が株式を取得した場合、発行済株式等から除かれるため、完全支配関係の適用判定に際し、選択したい判定のために「自己株式方式」を利用するケースも想定される

<参考：自己株式として発行会社が株式を取得した場合の法務と税務>
(自己株式の取得等とみなし配当課税の問題)

1. 会社法上の自己株式

: 会社法ではその会社の株式を取得することができる（会社法 155）
: 株式会社は次に掲げる場合に限り、当該株式会社の株式を取得することができる（会社法 155）

- (1) 取得条項付株式の取得
- (2) 譲渡制限株式の譲渡を承認しない場合の買取り
- (3) 株主との合意による取得
- (4) 取得請求付株式の取得
- (5) 全部取得条項付種類株式の取得
- (6) 相続人等に対する売渡しの請求をした場合
- (7) 単元未満株式の買取り
- (8) 所在が不明となっている株主の株式の買取り
- (9) 端数が生ずる場合の株式の買取り
- (10) 事業全部の譲受けによる取得
- (11) 合併による承継
- (12) 吸収分割による承継
- (13) 反対株主の買取請求権があった場合等

2. 税務上の自己株式の取得

: 会社法制定の際し、法人税法が改正され、法人が自己株式を取得した場合その取得は、資本の払戻しとして整理され、資本金等の額の払戻しとそれを超えて払戻した部分が利益積立金額からの払戻し（みなし配当）とされている。これにより取得直前の（会社全体の）資本金等の額を直前の発行済み株式総数（自己の株式を除く）の総数で除し、これに取得する自己株式の数を乗じて計算した金額について資本金等の額を減少し、取得価額がその額を超えるときにその超過額を利益積立金額の減少（みなし配当）とする（法令8 二十、九十）

以上

6 月 の 税 務

所得税の予定納税額の通知	通知期限・・・6月15日
個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）	納期限・・・6月、8月、10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日
5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（21年12月～22年5月分）の納付	納期限・・・6月10日
4月決算法人の確定申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税	申告期限・・・6月30日
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申告期限・・・6月30日
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申告期限・・・6月30日
10月決算法人の中間申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ……半期分	申告期限・・・6月30日
消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 消費税・地方消費税	申告期限・・・6月30日
消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2ヶ月分） 消費税・地方消費税	申告期限・・・6月30日